

別表第三 通信制の学科に係る教員数（第四十条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程 又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3 + \frac{\text{生徒総定員} - 80}{60}$
		二百一人から八百人まで	$5 + \frac{\text{生徒総定員} - 200}{75}$
		八百一人から千七百人まで	$13 + \frac{\text{生徒総定員} - 800}{90}$
		千七百一人以上	$23 + \frac{\text{生徒総定員} - 1700}{105}$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3 + \frac{\text{生徒総定員} - 80}{60}$
		二百一人から六百五十人まで	$5 + \frac{\text{生徒総定員} - 200}{75}$
		六百五十一人から千三百七十人まで	$11 + \frac{\text{生徒総定員} - 650}{90}$
		千三百七十一人以上	$19 + \frac{\text{生徒総定員} - 1370}{105}$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3 + \frac{\text{生徒総定員} - 80}{60}$
		二百一人から千百人まで	$5 + \frac{\text{生徒総定員} - 200}{90}$
		千百一人以上	$15 + \frac{\text{生徒総定員} - 1100}{105}$

備考

- 一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。
- 二 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。
 - イ 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合
 - ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合